様式第１号(第４条関係)

大　憲

平成　　年　　月　　日

　大牟田市長　様

住　　所

企業（団体）名

または屋号

代表者名

「障害のある人にもやさしいお店宣言ステッカー」配布申請書

　「障害のある人にもやさしいお店宣言ステッカー」配布要綱第４条の規定により、ステッカーの配布を申請します。

宣言チェックリスト

□障害を理由とする差別を行いません。

□合理的配慮の提供を積極的に行います。

□障害等に関する理解を深めるよう努めます。

□暴力団等に該当しません。

※確認の上、☑をしてください。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 掲示する場所 | | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 事業内容 | | | □飲食店　　□小売業　　□理容・美容　　□医療関係　　□文化・芸術  □不動産　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ふくおかバリアフリーマップへの掲載 | | | □希望します　　　　　□希望しません |
| 特に工夫している事柄  （配慮の内容） | | |  |
| 連絡先 | 担当者氏名 | |  |
| 電話番号 | |  |
| e-mail | |  |

※合理的配慮について裏面に具体例を示しています。

※合理的配慮とは

障害のある人の活動を制限するバリア（社会的障壁）を取り除くために、何らかの対応を求める「意思表示」があったとき、その実施者が過重な負担とならない範囲でできる対応を行うことです。

　合理的配慮の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況によって異なります。「合理的配慮の提供」にあたっては、障害のある人と合理的配慮を提供する実施者が話し合い、お互いに理解しながら共に対応案を検討することが重要です。

※合理的配慮の具体例

・段差の解消

・手すりの設置

・筆談ボード

・点字メニュー

・折り畳み式スロープの設置

・車いすのまま着席できるスペースを確保するため、備え付けの椅子を片付ける。

・車いすの人に対し、高い位置の陳列棚の商品を下に降ろして見えるようにする。

・車いすの人が商店の奥まで入ることができるよう、通路をふさぐ荷物をどかす。

・知的障害のある人に対し、平易な言葉でわかりやすい商品説明を行う。

・聴覚障害のある人に対し、筆談により商品説明を行う。

・視覚障害のある人に対し、価格や機能など言葉によるわかりやすい商品説明を行う。